

## ○ 西いぶり広域連合監査委員公印規程

平成12年3月28日  
監査委規程第4号

(趣旨)

第1条 西いぶり広域連合監査委員及び代表監査委員の公印は、次のとおりとする。

(公印の名称等)

第2条 公印の名称、形状、寸法、個数及び使用文書の区分並びに保管責任者は、別表のとおりとする。

(公印台帳)

第3条 事務局長は、様式の公印台帳を備え、全ての公印を登録しなければならない。

附 則

この規程は、平成12年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| 公印の名称            | 保管責任者 | 形状  | 寸法   | 個数 | 使用区分 |
|------------------|-------|-----|------|----|------|
| 西いぶり広域連合監査委員之印   | 事務局長  | 正方形 | 23mm | 1  | 公文書用 |
| 西いぶり広域連合代表監査委員之印 | 事務局長  | 正方形 | 23mm | 1  | 公文書用 |

様式（第3条関係）

|       |  |      |       |
|-------|--|------|-------|
| 公印の名称 |  |      |       |
| 保管責任者 |  |      |       |
| 形 状   |  | 寸 法  | mm    |
| 使用区分  |  | 作 成  | 年 月 日 |
| 印 影   |  | 使用開始 |       |
|       |  | 廃 止  |       |
|       |  | 備 考  |       |